（遺族年金の請求）

第七条　法第四条第四号の規定による遺族年金（以下「遺族年金」という。）の支給を請求しようとする者（次条第一項又は第九条第一項の規定に該当する者を除く。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二　請求者及び請求者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との身分関係

三　死亡した者の死亡の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

四　死亡した者の死亡年月日

五　死亡した者が障害年金の支給を受けたことがあるときは、その支給を受けた期間

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　死亡した者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

二　死亡した者の死亡が厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことによるものであることを証明することができる書類

三　死亡した者の死亡の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所を証明することができる書類

四　請求者と死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

五　請求者が死亡した者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証明することができる書類

六　請求者（死亡した者の死亡の当時胎児であった子を除く。）が死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していたことを証明することができる書類

第八条　死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二　請求者の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との身分関係

三　死亡した者に係る遺族年金の支給を受けている遺族の氏名、生年月日及び住所

2　前項の請求書には、請求者と死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本を添えなければならない。

（後順位者からの遺族年金の請求）

第九条　令第八条第八項後段の規定により遺族年金の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二　請求者及び請求者以外の遺族年金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者との身分関係

三　厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名、生年月日及び当該先順位者がその死亡の当時有していた住所並びに当該先順位者が死亡した年月日

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　請求者と厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者との身分関係を証明することができる戸籍の謄本又は抄本

二　請求者（厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時胎児であった子を除く。）が厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持していたことを証明することができる書類

（現況の届出）

第十条　障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者は、毎年、厚生労働大臣の指定する日（以下「指定日」という。）までに、その氏名及び生年月日を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　前項の届書には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　障害児養育年金の支給を受けている者　指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類

イ　障害児養育年金の支給を受けている者及び障害児の生存に関する市町村長（都の特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。以下同じ。）の証明書又は戸籍の抄本

ロ　障害児の障害の現状に関する医師の診断書

ハ　障害児養育年金の支給を受けている者が障害児を養育していることを証明することができる書類

二　障害年金の支給を受けている者　指定日前一月以内に作成された次に掲げる書類

イ　障害年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ロ　障害の現状に関する医師の診断書

三　遺族年金の支給を受けている者　指定日前一月以内に作成された遺族年金の支給を受けている者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

3　第一項の規定は、障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給の決定が行われ、又はその額が改定された日以後一年以内に指定日が到来する年には、これを適用しない。

（氏名等の変更の届出）

第十一条　障害児養育年金又は障害年金の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに、当該各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。遺族年金の支給を受けている者が第一号又は第二号に該当するに至ったときも、同様とする。

一　氏名を変更したとき　次に掲げる事項

イ　変更前及び変更後の氏名

ロ　生年月日及び住所

二　住所を変更したとき　次に掲げる事項

イ　氏名及び生年月日

ロ　変更前及び変更後の住所

三　法第四条第二号又は第三号に定める者に該当しなくなったとき　次に掲げる事項

イ　氏名（障害児養育年金の支給を受けている者にあっては、その氏名及び障害児の氏名）、生年月日及び住所

ロ　法第四条第二号又は第三号に定める者に該当しなくなった年月日及びその事由

四　障害児又は障害年金の支給を受けている者の障害の状態に変更があったため、新たに令別表に定める他の等級に該当することとなったとき　次に掲げる事項

イ　氏名（障害児養育年金の支給を受けている者にあっては、その氏名及び障害児の氏名）、生年月日及び住所

ロ　現に支給を受けている障害児養育年金又は障害年金に係る令別表に定める等級

ハ　障害児又は障害年金の支給を受けている者が令別表に定める他の等級に該当するに至った年月日

（死亡の届出）

第十二条　障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　届出者の氏名及び住所並びに死亡した者との身分関係

二　死亡した者の氏名及び生年月日

三　死亡した者の死亡年月日

（遺族一時金の請求）

第十三条　令第十条第三項第一号の規定により法第四条第四号の規定による遺族一時金（以下「遺族一時金」という。）の支給を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二　請求者及び請求者以外の遺族一時金を受けることができる遺族の氏名、生年月日及び住所並びに死亡した者との身分関係

三　死亡した者の死亡の原因とみられる厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けた期日及び場所

四　死亡した者の死亡年月日